

当社グループのコンプライアンス

- I 当社グループでは、法令順守はもとより企業倫理や環境問題等をはじめとする社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を策定し、その周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを行っております。

世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範

1. 業務の遂行にあたり、安全が全てに優先することを認識する
2. 法令等の順守はもとより、社内ルールに則った公正かつ透明な事業活動を行う
3. 公正かつ透明な意思決定を行う
4. タイムリー・ディスクロージャーを適切かつ公平に行う
5. 適正な会計処理と報告を行う
6. マーケットを重視し、顧客に信頼される商品を提供する
7. 環境に関する法令等を順守し、環境に配慮した企業活動を行う
8. 反社会的勢力とは一切関係を持たず、また不当要求に対しては毅然とした態度で対応する
9. 健全かつ良好な職場環境を整備し、維持する
10. 電子情報等の公正な活用、信頼性の維持および機密保持をはかる
11. 知的財産および営業秘密の重要性を認識し、適切な取り扱いに留意する
12. 公私の区別をつけ、会社の利益に反する行為をしない
13. インサイダー取引や疑いを持たれるような株式等の売買を行わない

- II 法令等順守に係る問題を一元的に管理するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等順守の体制を構築しております。

- III コンプライアンス担当部門にコンプライアンス相談窓口を設置し、法令等に違反する行為に関する相談または通報を、当社およびグループ会社の従業員等から直接受け付け、違反行為の未然防止、早期発見と是正を図っております。なお、相談または通報された内容および調査結果等については、経営会議および取締役会にて報告されます。

IV 独占禁止法違反行為を断固排除するため、独占禁止法順守マニュアルを適宜改定するとともに、違反者への厳格な社内処分の実施、独占禁止法違反に特化した相談窓口の設置、教育・研修の徹底、適切な人事ローテーション、内部監査など、社内体制を整備しております。

独占禁止法違反行為について

当社グループでは独占禁止法違反行為の徹底排除に向け、違反行為の再発防止はもとよりコンプライアンス経営の推進に全力を挙げて取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

独占禁止法違反に関連する開示

- ・2015.1.29 立入り(東北)
- ・2016.1.21 立入り(東北)
- ・2016.3.4 リニエンシー公表
- ・2016.3.24 立入り(関東)
- ・2016.3.25 談合決別宣言(再発防止策)
- ・2016.8.2 立入り(東京都等)
- ・
- ・
- ・